

三池税関支署管内における輸出入貨物の検査場所を指定する公示

(昭50. 3. 6 公示)

(平18. 12. 18 追加)

(平19. 11. 28 変更)

(平21. 3. 4 変更)

(平21. 12. 8 変更)

(平22. 12. 14 変更)

(平23. 12. 8 変更)

(平24. 12. 12 変更)

(平25. 12. 18 変更)

(平26. 12. 16 変更)

- 1 保税地域（保税地域岸壁にけい留された本船及びはしけを含む。）
- 2 久留米出張所佐賀空港事務所以外の税関官署構内（敷地を含む。）
- 3 久留米出張所佐賀空港事務所旅具検査場及び事務室
- 4 佐賀空港国内線ビルのチェックインカウンター及び同カウンター前（但し、三池税
関支署久留米出張所長が必要と認め、その都度指定した場所に限る。）並びに佐賀空
港国際線ビルの保安検査場、機内預託手荷物荷捌場、搭乗待合室及び搭乗ゲートから
ボーディングブリッジまでの区域
- 5 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約附属書I、附属書II及
び附属書IIIに掲げる種（日本国が留保を付しているものを除く。）の標本（同条約第
1条（b）に規定する標本をいう。）に該当する輸入貨物については、第1項に規定
する保税地域（佐賀空港第1及び第2貨物ターミナル内に限る。）及び第3項に規定
する場所に限る。